

5 安心・安全な暮らしづくり

(5) 持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

② 空き家対策の強化

現状と将来推計

- 令和元年度に県内全市町及び関係団体とともに、「広島県空き家対策対応指針」を見直し、新たに県内市町共通の目標※1と対策の方向性を定め、空き家対策を強力に推進している。
- 令和3年度に専門家、事業者及び市町とともに、居住誘導区域内の中古住宅の流通促進に向けた方策をとりまとめ、方策の具現化を進めている。(とりまとめにあたり、国土交通省中国地方整備局・住宅金融支援機構中国支店がアドバイザーとして参画)

空き家の現状 (※2)	約44,300戸	推 計 値	R5 (2023) までに 約 7,600戸増加【5年間累計】 R10 (2028) までに 約13,000戸増加【10年間累計】
----------------	----------	-------	--

※1 ターゲットを「1年間を通じて使用していない戸建て住宅」とし、「10年後、空き家数を増やさない」を実現することを目指し設定

※2 市町の実態調査結果を県で集計(H31. 4月実施) 主に1年間を通じて使用されていない戸建て住宅が対象で、共同住宅は除く。

課 題

1 特定空家等の解消の加速化には、市町が迅速かつ柔軟に行政措置できる法制度への改善が必要

- 空き家に係る固定資産税の住宅用地特例については、空家法に基づく勧告により除外される。勧告以前については、「居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合等で今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合」には、除外されるものとあるが、仕組みや基準が不明確なため、市町から明確化してほしいとの意見が出ている。
- ガイドライン等において、調査すべき公的書類が例示されたものの、多数の相続人がいる場合の所有者の探索範囲や、建物と土地の所有者が異なる場合の助言・指導・勧告などの手続の対象範囲が明確に定められていないことから、代執行に至るまでに多大な労力と時間が必要となっている。
- 所有者が不明な特定空家等を解消するためには、民法に基づく財産管理人制度を活用し、管理人を選任することが有効だが、現行の法制度では、この制度を家庭裁判所に申し立てることが可能な利害関係人として、市町が明確に位置付けられていない。
- 現行の空き家対策特別措置法では、現に周辺に危険が及んでいる特定空家等に対して市町が緊急に安全措置をとる際には、市町による助言・指導等の手続きを踏むことが必要となっているため、措置までに時間を要している。

2 市町による行政措置を加速化するためには、財政措置の拡充が必要

- 空き家除却に係る国庫補助の対象範囲が、除却工事費等の8/10に限られているため、地方負担分の4/10に加え、残りの2/10も市町が負担せざるを得ない。
- 代執行による空き家除却に対する国庫補助要件として、事前に除却費用の回収可否を明確にすることが必要であるが、代執行時点では、費用の回収可否や回収可能額の確定が困難なため、補助申請が困難となっている。

3 都市部の中古住宅の流通を促進するためには、中古住宅に特化したインセンティブ策の拡充が必要

- 我が国の全住宅流通量に占める既存住宅の流通シェアは約14.7%(平成25年)であり、近年ではシェアは大きくなりつつあるものの、欧米諸国と比べると1/6程度であり、依然として低い水準にあることから、中古住宅に特化した税制改正等のインセンティブ策の拡充が必要である。

5 安心・安全な暮らしづくり

(5) 持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

③ 安定した公営住宅の供給

広島県では、「誰もが暮らしやすい住環境の実現」を基本理念とした「県営住宅再編5箇年計画(第3次)」(計画期間:令和3~7年度)を策定し、県営住宅の長期的な安定供給を図るための取組を進めている。

現状／広島県の取組

(現状)

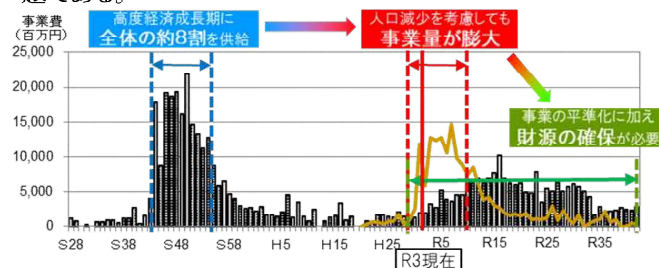
- 昭和40~50年代に建設された県営住宅が約80パーセントを占め、一斉に更新時期を迎えている。

(広島県の取組)

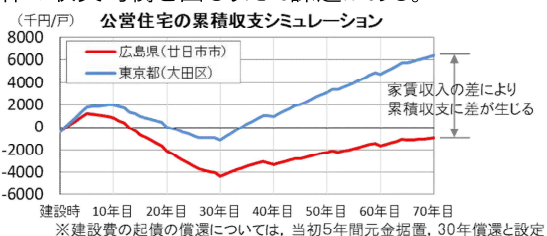
- 人口・世帯数の減少も踏まえ、公営住宅の総量の中長期的に削減しつつ、地域ごとの需要を考慮した建替統廃合を積極的に進めるなど、効率的な供給に最大限取り組むこととしている。
- 長寿命化等により建替時期を分散化させ、事業量の平準化を図ることとし、長期の収支シミュレーションを行って、将来見込を立てたうえで建替計画を策定・実施している。

課 題

- 極力事業量を平準化した場合でも、ピーク時の事業費は令和3年度予算の2~3倍となる見込であり、事業の着実な実施には、公営住宅整備事業等に係る交付金の確保が課題である。



- また、大都市と地方都市で公営住宅の整備や維持保全に係る事業費に差がない一方で、公営住宅法で定められた家賃額には差が生じるため、特に地方においては、更新時期が集中する中で事業全体の収支均衡を図るうえで課題がある。



④ 建築物の耐震化の促進

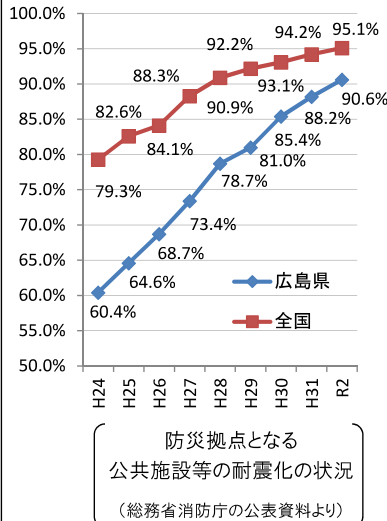
5 安心・安全な暮らしづくり

(5) 持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

令和3年度に策定した「広島県耐震改修促進計画(第3期計画)」に基づき、災害対策拠点(県庁舎等)等の多数の者が利用する建築物に加え、住宅についても重点的取組に据え、耐震化を促進することとしている。

広島県の耐震化状況

○ 県内の建築物の耐震化は遅れているが、公共施設等の耐震化を加速化



広島県耐震改修促進計画(第3期計画)に基づく目標と施策

施策の対象	耐震化率等の現状→目標	主要な施策(下線付は新規又は強化する施策)
多数の者が利用する建築物 (該当棟数: 約2,000)	耐震化率 91.3%(R2)→96%(R7) 【R12に100%を目指す】	① 市町の補助制度の継続, 創設の促進 ② 計画的な耐震化に向けた指導 ③ 所有者への意識啓発
大規模建築物 (該当棟数: 37) 【重点】 ※1	耐震改修実施率 85.3%(R3) 耐震性不足の建築物を → 概ね解消(R7)	④ 公表した耐震化状況の更新 ⑤ 対象建築物の耐震化に向けた指導等 ⑥ 民間建築物の耐震改修への支援 ⑦ 公共建築物の計画的な耐震化
防災業務等の 中心となる建築物 (該当棟数: 39) 【重点】	耐震改修実施率 95.3%(R3) 耐震性不足の建築物を → 概ね解消(R7)	⑧ 公表した耐震化状況の更新 ⑨ 公共建築物の計画的な耐震化
広域緊急輸送道路 沿道建築物 (該当棟数: 225) 【重点】 ※2	耐震改修実施率 25.3%(R3) 耐震性不足の建築物を → 概ね解消(R7)	⑩ 公表した耐震化状況の更新 ⑪ 対象建築物の耐震化に向けた指導等 ⑫ 民間建築物の耐震改修への支援 ⑬ 公共建築物の計画的な耐震化
住宅【重点】 (補助想定戸数: 約1,500)	耐震化率 84.5%(R2)→92%(R7) 【R17に100%を目指す】	① 市町の補助制度の改善への支援, 創設の促進 ② 所有者への意識啓発

※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち一定規模以上のもの
※2 耐震改修促進法第5条第3項第一号の規定により、広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

④ 建築物の耐震化の促進

5 安心・安全な暮らしづくり

(5) 持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

課題

- 義務付けた耐震診断の実施は概ね完了し、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体等の負担が大きい。
 - ・ 多数の者の避難や救援・救護活動に関係する避難路沿道建築物
 - ・ 地震被災時に避難所や応急対策拠点となり得る防災上重要な建築物
 - ・ 多くの要配慮者が利用する障害児者関係施設や公立保育所などの社会福祉施設等
- 住宅の耐震化促進のためには、耐震改修に加え、建替えや除却のメニュー化が求められており、また災害リスクの低い地域への居住誘導など持続可能なまちづくりの観点からも、総合支援メニューの対象に非現地建替えや除却のみを追加する必要がある。
- 耐震化に係る所有者の意識向上も必要である。

⑤ 再開発事業等の促進による拠点性の向上

5 安心・安全な暮らしづくり

(5) 持続可能なまちづくりの実現に向けた良好な居住環境整備等の推進

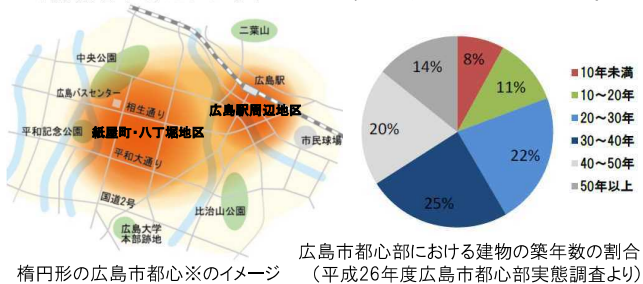
現 状

[現状]

- 本県では、都市の拠点性の向上に資する観点から市街地再開発事業を支援しており、過去約20年間で、8地区の再開発事業に対し、補助金を交付している。
- 広島市都心部においては、数多くの建物が更新時期を迎えており、立地に見合う土地の高度利用が図られていないため、都市の活力・魅力が不足している。

[広島県の取組]

- H29に広島市とともに「ひろしま都心活性化プラン」を策定し、都心の活性化に向けた取組を進めている。
- 紙屋町・八丁堀地区の活性化に向けたリーディングプロジェクトとして、基町相生通地区第一種市街地再開発事業を広島市とともに促進することとしている。



※広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図ることにより、相互に刺激し高め合う「楕円形の都心づくり」を推進。

課 題

[継続的な財政措置が必要]

- 基町相生通地区第一種市街地再開発事業(事業期間:R4～R11, 総事業費:約460億円)は、R5年度から解体工事に着手予定であり、本事業を着実に推進するためには、事業期間中の継続的な財政措置が必要。

(事業の必要性)

当事業は、広島バスセンター等の交通広域結節点に近接しており、世界に通用するラグジュアリーホテルや高規格オフィス等の魅力ある都市機能を導入し、広島商工会議所の移転先となる等、地域経済の活性化を先導する事業であり、県の中核拠点性向上に寄与する。

(完成イメージ)



高層棟



高層棟低層部

⑥ 公園、緑地等のオープンスペースの充実

5 安心・安全な暮らしづくり

(5) 持続可能なまちづくりの実現に向けた良好な居住環境整備等の推進

広島県では、将来にわたって愛され続ける公園を目指し、「ひろしま公園活性化プラン」(計画期間:令和4～12年度)を策定し、県立都市公園の充実化に向けた取組を進めている。

現状／広島県の取組

(現状)

- 開園からの年数の経過(30年程度)に応じた大規模な老朽化対策を必要とする施設の増加に加え、新型コロナウイルスの影響に伴う環境の変化などにより、公園に対する価値観や利用者ニーズが変化していることから、公園施設への柔軟な対応が求められている。

(広島県の取組)

- 長寿命化計画に施設毎の重要度を加味した公園修繕方針を作成し、施設毎に優先順位を付けて計画的に老朽化対策に取り組むこととしている。
- 公園を取り巻く社会情勢の変化への柔軟な対応や利用者ニーズに応じた施設の充実化に取組み、県民の健康・スポーツなどの夢や希望への挑戦を後押しし、将来にわたって愛され続ける公園を目指している。

課 題

- 計画的な老朽化対策の着実な実施には、都市公園事業に係る交付金などの持続的な予算確保が必要。
また、利用者の満足度向上に向け、利用者ニーズに応じた施設の充実化への更なる予算措置が必要。
- 都市公園等事業においては、老朽化対策で交付対象とならない事業メニュー(防水対策、既存施設と異なる種別への更新など)があり、また、老朽化対策以外の事業(認定競技場として運営するための更新、遊具の安全措置に必要な対策など)については交付要件が厳しいなど、地方公共団体等の負担が大きい。

【交付対象とならない事例】

○ 防水対策(例:プール防水塗装) ○ 異なる種別への施設更新(例:大型遊具 → テニスコート)



○ 公認を維持するためのトラック更新



○ 遊具のハザード除去(例:すべり台からの落下防止対策)



5 安心・安全な暮らしづくり

(6) 外国人材の受入・共生

国への提案事項

1 特定技能制度の普及と円滑な運用, 外国人材の活躍を促進する環境の整備

- 制度の普及と運用について、国の責任において実効性のある対策を実施すること。
 - ・県内企業等において人材需要の高い、特に、警備業、倉庫業について、地域の実情を踏まえた柔軟な受入分野の追加
 - ・特定技能制度の普及に向けた、要件や手続きの簡素化・明確化、十分な情報発信と相談窓口機能の強化
 - ・地域の持続的発展にも配慮しつつ、悪質な仲介事業者等の介入を防止するための措置を講ずるなど、大都市その他の特定地域への集中の防止策
- 中小企業・小規模事業者を含むすべての企業に対し、継続して必要な支援措置を国において講じるとともに、地方公共団体が行う取組に対しても必要な財政措置を講じること。
 - 例 ・外国人材の出身国の文化・風習等の理解促進セミナーや、企業現場で有効な平易な日本語による意思疎通手法の習得研修、外国人材の円滑な受入のためのガイドブックの作成など
 - ・企業における多言語対応を可能とするための翻訳ツールや遠隔通訳サービスなど、ハード・ソフト面の支援の仕組みの整備と運営 等
- 国と地方が連携して課題に対応できるよう、外国人材の受入実態や課題など、国やその関係団体が保有する情報を、地方公共団体と共有すること。
 - ・「労働施策総合推進法」に基づく「外国人雇用状況」の届出の情報など、地方公共団体が必要とする情報（雇用事業所の産業分類、事業所規模、国籍別雇用人数と市区町村別の所在地）を提供すること。

5 安心・安全な暮らしづくり

(6) 外国人材の受入・共生

国への提案事項

2 多文化共生社会を支える仕組みづくり

- 日本語教育や生活支援など、外国人が安心して暮らすための取組を、地方自治体が計画的かつ総合的に実施できるよう、地域の実情に十分に配慮の上、必要な財政措置（初期費用、運用、維持経費含む）の確保・充実を図ること。
 - ・多言語総合相談ワンストップセンターの拡充（限度額の引上げ等）
 - ・地域日本語教育の総合的体制づくりにおける、市町支援を担う日本語教育人材の確保など都道府県の役割の明確化及び都道府県に対する地方財政措置の拡充（補助制度の継続（R6～）や交付税措置等）
- 多文化共生社会の実現のため、国の責任において一定のサービスを提供できる仕組みづくりを進めること。
 - ・学校での日本語教育など日本語学習機会の提供
 - ・医療通訳等の活用による医療・保健・福祉サービスの提供
 - ・災害時の多言語情報の提供
 - ・自治体行政手続のオンライン化等（自治体DX推進計画）における多言語対応

3 新型コロナウイルス感染症の影響への対応について

- コロナウイルス感染症の影響から生じる支障を解消するため、必要な次の措置を国の責任において講じること。
 - ・入国前の検査や入国後の待機措置等に係る外国人本人や受入企業の費用負担増加に対する軽減措置を講じるとともに、すでに支援を行っている地方自治体への財政支援
 - ・在留資格の特例措置や水際対策措置の早期の的確な情報提供と継続的な見直し
 - ・新規入国停止期間の長期化による企業等の人手不足等の課題に対応するため、マッチング支援など実効性のある支援策の実施

【提案先省庁：総務省、法務省、出入国在留管理庁、文化庁】

(6) 外国人材の受入・共生

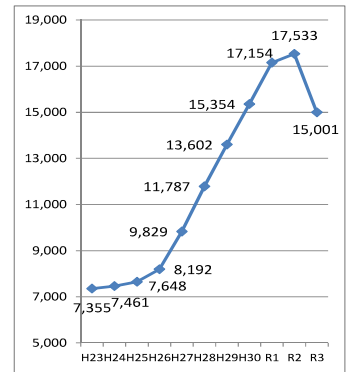
現 状

- 県内では、中小企業を中心に、外国人労働者は増加の一途をたどっている。
- ・外国人労働者は「技能実習」が最も多く、R2年は過去最高に達したが、R3年は、コロナ禍の入国制限により減少し、H26年の約2倍(15,001人、全国5位(R3.10末、広島労働局調べ))となった。
 - ・外国人雇用事業所の6割は、規模30人未満の事業所(5,796中3,537事業所)、100人未満を含めると8割(5,796中4,641事業所)に達する(R3.10末、同)。
 - ・「特定技能」の在留外国人数は、全国的に伸び悩んでおり、県内は製造業を中心に3,398人(R4.6末)となっている(R5年までの12分野受入見込数は全国で最大345,150人)。

広島県内の「特定技能」在留外国人数(R4年6月末時点)

単位：億円													
	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素材・産業機械・電気電子情報関連産業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食料品製造業分野	外食業分野
全国	87,471	10,411	1,133	17,865	8,492	2,776	1,220	79	160	11,469	1,050	29,617	3,191
広島県	3,389	232	32	650	258	916	67	0	0	143	179	890	21

広島県内の技能実習生数(各年10月末時点)



- 外国人材生活意識調査(令和4年2月) 生活上の課題
- ①地域の人とコミュニケーションが取れない
 - ②病院でことばが通じない
 - ③日本の文化や習慣が理解できない、災害時にどうしたらいいのかわからない など
- 技能実習監理団体等を対象に行った水際対策の新たな措置に伴う技能実習生等の受入れに関する調査(令和4年5月)
- ・監理団体等の声
 - ・高騰する航空機代、ホテル等の待機施設の費用、待機期間短縮のためのPCR検査費用等、平時では必要のない費用が増大しており、事業に支障がでている。
- 技能実習監理団体等を対象に行った新規入国停止に伴う技能実習生等の受入れに関する調査(令和3年12月)
- ・新規入国停止に伴い、事業活動への影響があると回答した団体62.9%。そのうち、人手不足が51.8%

（６）外国人材の受入・共生

国・広島県の実施状況

- 外国人に対する情報提供, 相談を多言語で行うワンストップ型相談窓口の整備・運営
(交付金)外国人受入環境整備交付金
(交付対象)全地方公共団体
(補助率, 限度額)
整備: 10/10, 外国人住民数に応じ200~1,000万円
運営: 1/2, 外国人住民数に応じ200~1,000万円
(地方交付税措置あり)
- 地域における日本語教育推進のための体制づくり
(人材の確保や日本語教室の運営等)
(補助金)地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業
(交付対象)都道府県, 政令指定都市など
(補助率, 補助額)1/2, 上限なし
(市町村: 地方交付税措置あり, 都道府県: 地方交付税措置なし)
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い, 水際対策として国から要請されている入国後の待機等に係る費用負担の一部支援
(補助金) 外国人材受入企業等緊急支援事業
(補助対象者) 令和3年度外国人の新規入国の一時停止措置解除以降に入国した者を受入れた県内中小企業等
(補助対象経費) 雇用予定の外国人材が入国後に待機する期間中の宿泊費及び待機期間短縮のための検査費
(補助率, 補助額) 1/2, 上限額1人あたり45千円

課題

【特定技能制度の円滑な運用】

- 人材需要が高い運輸業や倉庫業については、現在の就労可能な12分野に含まれていないため、業界団体の要望に対応ができていない。
- 地方出入国在留管理官署の窓口において、個別企業等の相談・手続に時間を要している。
- 企業等において、制度が複雑であるため、理解や手続のための負担感が大きく、制度の利用が進んでいない。
- 悪質な仲介事業者等の介在により、大都市その他の特定地域への流出が進んでいる。

【生活者としての外国人が暮らすための環境整備】

- 外国人が安全に安心して地域社会で暮らすための生活支援として、行政・生活情報や災害時の防災情報の多言語化、母語で相談を受けられる窓口の整備、安心して医療・保健・福祉等のサービスを受ける環境整備等を進める必要がある。
- また、外国人に対して、地域で生活するために必要な日本語学習等の機会提供も必要である。

【新型コロナウイルス感染症の影響への対応】

- 入国前の検査や入国後の待機措置等に係る費用など水際対策措置による企業等の負担増加に対する軽減措置が必要である。

5 安心・安全な暮らしづくり

(7) 海洋プラスチックごみ対策

国への提案事項

海洋プラスチックごみ対策に関する支援

- 本県では、2050年までに瀬戸内海に新たに流出するプラスチックごみゼロを目指し、海ごみ対策に取り組んでいるが、マイクロプラスチックを含め、プラスチックごみの環境中での挙動等、実態が十分に解明されていないことから、効果的な対策を進めるため、国において実態解明を進めるとともに、得られた知見を収集し、各自治体等へ情報を共有すること。
- また、本県においては、プラスチックの素材、製品製造メーカーや販売、流通事業者等、幅広い企業や団体等が一体となって海ごみ対策に取り組む「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム」を設立(R3.6)し、代替素材商品の普及促進や企業マッチング等様々な取組を行っており、こうした取組に対する財政的支援を拡充すること。

【提案先省庁：経済産業省、国土交通省、環境省】

5 安心・安全な暮らしづくり

(7) 海洋プラスチックごみ対策

現状／広島県の取組

- 2050年までに新たな海洋プラスチック汚染ゼロを目指す大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが採択されるなど世界的な課題となっており、R4年度からは「プラスチック資源循環促進法」が施行されている。
- 広島県においても、瀬戸内海に新たに流出するプラスチックごみの量を2050年までにゼロとすることを目指し、R3年6月にプラスチックを取り扱う各業界の事業者等が参画する「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム」を設立した。
- プラットフォームでは、ペットボトルの自動回収機の設置や飲料メーカー等と連携した流出防止対策に取り組むとともに、今年度から新たに、参画企業と連携してプラスチック代替素材の普及促進や、循環的利用の高度化に向けたモデル事業を実施している。
- 環境省において海洋中のマイクロプラスチック浮遊密度について調査を実施しており、瀬戸内海でもマイクロプラスチックが確認されているが、河川や下水道といった環境中の挙動については、データが少なく、詳細が不明である。

課 題

- 海洋プラスチックごみ流出ゼロに向けた仕組みを構築するためには、海洋生分解性プラスチックや紙等の代替物の普及促進といったプラスチックの使用量削減や、プラスチックごみの流出防止といった対策が必要だが、企業や自治体との連携事業に係る財政的支援が充実しておらず、効果的な仕組みが構築されていない。
- 河川のマイクロプラスチックについては、調査に係る国のガイドラインが策定されたものの、下水については調査方法が確立されておらず、実態把握が十分に行われていないため、下水中や環境中での挙動についてのデータが乏しく、流出防止対策の検討ができていない。

5 安心・安全な暮らしづくり

(8) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

米軍機の低空飛行や騒音被害などにより、県民の平穏な日常生活に影響が生じている現状は容認できないので、訓練空域や飛行ルート下での対策強化を含め、次の措置を講じるよう強く要請する。

1 米軍機による低空飛行訓練の中止

- 県民が生活する地域で低空飛行訓練が行われないよう具体的に措置すること。
- 地域行事への配慮等、県民生活への影響を回避する実効ある取組を講じること。
- 国の責任において、関係自治体及び住民へ、事前に飛行ルートなどの情報を提供すること。

2 騒音被害の実態把握及び必要な対策の実施

- 騒音測定器及びカメラの増設や、市町が設置している騒音測定器の国設置への切替など、国の責任において、騒音被害の実態把握を進めること。また、測定結果を早期に提供すること。
- 学校等の防音対策など、騒音被害解消に向けた必要な措置を講じること。
- 訓練空域等を有する自治体が騒音被害対策などを行うための新たな財政措置を講じること。
〔新たな財政措置の方法例〕～ 防衛施設周辺生活環境整備法施行令等の見直し(拡充・緩和)
 - ・米軍機の訓練空域等を防衛施設とみなした、空域下の県・市町への交付金の創設
 - ・学校等の防音対策基準の見直し
- 住宅防音工事区域の第1種区域に係る指定値を、62dBから航空機騒音の環境基準の57dBに改めること。
- 空母艦載機離着陸訓練(FCLP)を岩国基地で実施しないこと。
また、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと。
- 空母着艦資格取得訓練(CQ)については、訓練期間中に岩国基地に帰投しない方法で実施すること。
- 岩国基地滑走路の運用時間(6:30～23:00)を厳守すること。

5 安心・安全な暮らしづくり

(8) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

3 航空機の安全対策の徹底

- 米軍航空機の安全に係る抜本的な対策を早急に検討し実施すること。
- 米軍機事故が発生した際は、事故原因の早期究明・実効性ある再発防止策を米側に求めるとともに、国の責任において十分な説明を行うこと。
- 米軍人等の教育訓練の徹底と綱紀粛正を米側に申し入れること。

【提案先省庁：外務省、防衛省】

現状・課題

- 岩国基地への空母艦載機(約60機)の移駐(H30. 3完了)により、騒音被害が拡大
基地周辺だけではなく、訓練空域等においても、大幅に増大

・航空機騒音(70dB以上(掃除機、騒々しい街頭))の発生状況

		平成29年度	令和3年度	増加回数(倍率)
県内設置(6地点合計)		3,872回	9,664回	5,792回(2.5倍)
(主な地点)				
岩国飛行場周辺	大竹市阿多田島	2,322回	5,153回	2,831回(2.2倍)
訓練空域下	北広島町西八幡原	697回	1,097回	400回(1.6倍)

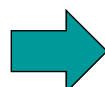
- しかしながら、国の騒音被害対策は、基地近辺の騒音にしか対応していないため、
現在の交付金の要件では、基地から離れた訓練空域を有する自治体は対象外

【再編交付金】

【対象市町村】 施設所在地と、隣々接市町村まで
【対象都道府県】 施設所在地

【特定防衛施設周辺整備調整交付金】

【対象市町村】 特定防衛施設(飛行場)を有する市町村



訓練空域、飛行ルート下の自治体でも
被害対策が実施できるよう改正が必要

6 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

地方の歳出の大半を義務的な経費が占めている現状にあつては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能を確保することは不可欠である。

このため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や法定率の引上げによる臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けて、次の点に的確に対応すること。

1 地方交付税の法定率の引上げ

地方交付税の原資となる国税収入の法定率分が、必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により必要な総額を確保することとされている（地方交付税法第6条の3第2項）。

地方財政は、毎年度多額の財源不足が生じていることから、同法の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げを行い、全額を地方交付税で措置し、臨時財政対策債による補填措置を早期に解消すること。

6 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

2 一般財源総額の確保・充実

地方財政計画の策定に当たっては、地方が責任をもって感染症への対応、デジタル変革の加速や脱炭素社会の実現、地方創生の推進、人づくり、安全・安心な暮らしの実現、活力ある地域社会の実現などの重要課題に対応し、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう地方単独事業も含めた歳出の積み上げを行うとともに、先行き不透明な地方の税収動向を的確に反映し、令和5年度以降においても安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること。

なお、公共施設(学校、庁舎等)に係る光熱水費の高騰の影響についても的確に反映すること。

また、臨時財政対策債や景気対策、減税、市町村合併等により発行した地方債など、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした地方債の元利償還金については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠で確実に確保すること。

6 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 地方創生を推進する財政措置

地方創生を推進するための財政措置について、次のとおり特段の配慮をすること。

- 新たに創設される「デジタル田園都市国家構想交付金」については、引き続き、地方が地方創生の取組やデジタル技術を活用した地方活性化の取組を一層深化、加速させることができるよう、交付金総額の拡充も含め十分な所要額を確実に確保するとともに、財源を恒久化するなど、財政面で継続的に支援すること。また、交付金の配分に当たっては、地域経済への波及効果の高い取組を行う道府県に重点配分をすること。
- 試行錯誤しながら課題解決に挑戦する地方自治体を幅広く支援するため、他地域で確立されたモデル・サービスを横展開するものだけでなく、データ連携基盤の活用以外のものも含め、先進的なサービスの開発・実装を目指す事業や複数年度にまたがって段階的に実施する事業にも、交付金が柔軟に活用できるよう、交付対象の拡充や運用の改善を図ること。

【提案先省庁：内閣府，デジタル庁，総務省，財務省】

現状及び課題

- 令和4年度地方財政計画においては、前年度と同水準の62.0兆円の一般財源総額が確保されたものの、臨時財政対策債による補填措置等により確保されたものであり、常態化している地方財政の財源不足は解消されていない。

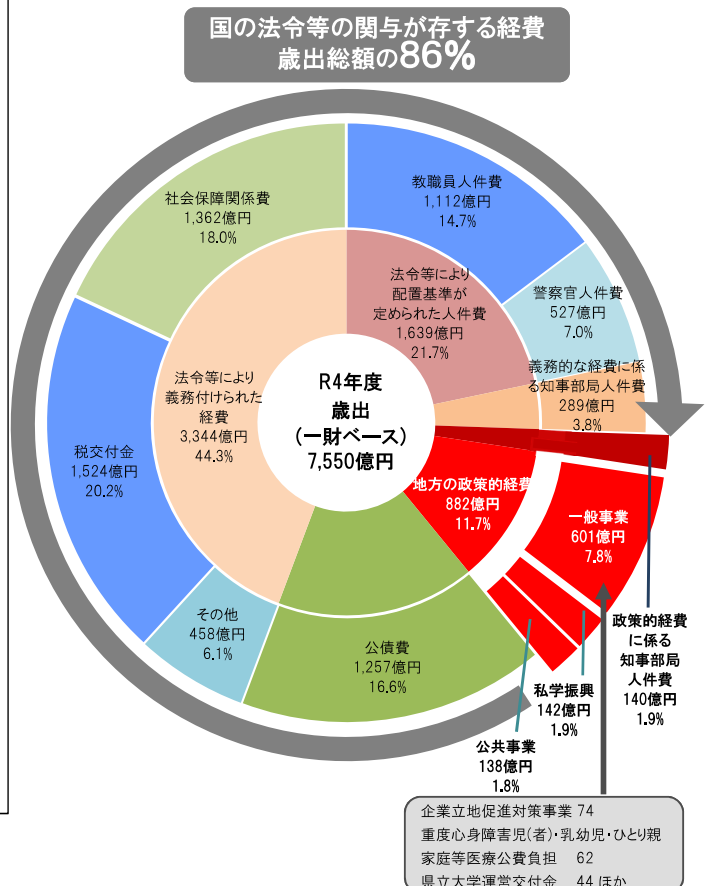
◆一般財源総額(水準超経費除き)

	一般財源総額	地方税等	地方交付税	臨時財政対策債
R3地方財政計画	62.0兆円	40.3兆円	17.4兆円	5.5兆円
R4地方財政計画	62.0兆円	44.1兆円	18.1兆円	1.8兆円
前年度比	+0.0兆円	+3.8兆円	+0.6兆円	▲3.7兆円

- 広島県の歳出総額 1兆1,440億円(R4年度当初予算)に対し、国庫支出金や県債を充当した経費等を除く一般財源ベースでは7,550億円。
- このうち、配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など、**国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割**を占めている状況。
- 国が地方に事務処理を義務付ける場合、**国は必要な財源措置を講じなければならない**(地方自治法第232条第2項)ことから、こうした現状にあっては、**地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能の確保が不可欠**。

6 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等



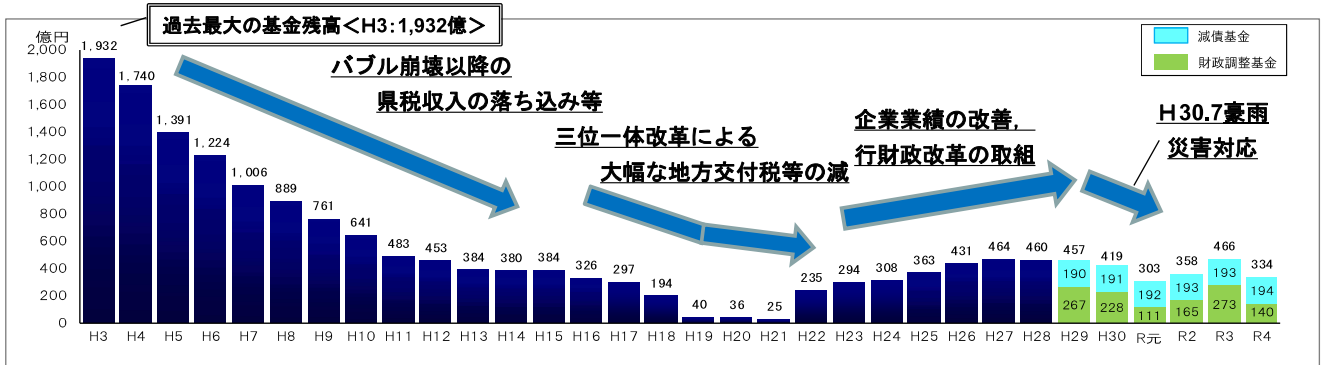
6 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

現状/これまでの経緯

- 本県の財源調整的基金については、平成3年度末(1,932億円)をピークに、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落ち込み等に伴う財源不足への対応などにより急激に減少した後、平成16～18年の三位一体改革による大幅な地方交付税の削減や、その後の影響などにより、平成21年度末には、ほぼ底(25億円)をついた。
- その後、国を大きく上回る行財政改革の取組等により、平成29年度末には、457億円まで回復したが、平成30年7月豪雨災害への対応に伴い大きく減少。
- 更に令和3年度においては、新型コロナ対策により、多額の基金を活用したことから、一時は、財源調整的基金が100億円を下回る状況となったが、国の交付金の活用や県税収入見込みの増により令和3年度末には平成30年7月豪雨災害前の水準に回復。
- しかしながら、令和4年度当初予算においても、新型コロナ対応や頻発する豪雨災害への対応などに多額の基金を活用せざるをえず、財源調整的基金の残高は大きく減少し、非常に厳しい財政状況が続く見込となっている。

■広島県の財源調整的基金残高



課題

- 近年、基金残高が増加していることから、各地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がある。
- 本県における財源調整的基金の増加は、景気変動等による税収減や災害対応などに備えるため、国を大きく上回る行財政改革に取り組み財源を捻出してきたものであるが、平成30年7月豪雨災害対応や、この度の新型コロナウイルス感染症の影響などによって、まさに一瞬で激減するものである。
- また、こうしたリスクに対して柔軟かつ機動的に対応していくためには、基金を一定程度確保することが非常に重要である。
- 地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、また、地方交付税の削減につながるような議論も全く妥当ではない。

現状/広島県の取組

- 「地方創生推進交付金」及び「デジタル田園都市国家構想推進交付金」については、全国知事会や中国地方知事会等で、財源確保や制度改善等について必要に応じ提案活動を実施してきたところ。
 - デジタル田園都市国家構想実現会議(第8回)において、「地方創生推進交付金」「地方創生拠点整備交付金」「デジタル田園都市国家構想推進交付金」の統合の方針が示された。
- (〔令和4年6月1日開催〕「デジタル田園都市国家構想実現会議(第8回)議事要旨」抜粋)
- 「支援策については、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金、この三つの交付金を新たにデジタル田園都市国家構想交付金に統合し、地方公共団体の構想実現に向けた取り組みを国としましても強力に支援をいたします。」

課題

- 統合後の制度においても、地方が地方創生に資する取組を進める上で必要な所要額の確実な確保が必要。
- 財源が一時的なものでなく恒久的なものである必要。
- 現行の交付要件では、地域独自の課題解決に向けて実証実験等の試行錯誤を進める取組等が支援対象となっていないため、交付金の使途の拡大や運用の改善が必要。

6 地方税財源の充実強化

(2) 市町の財政基盤の強化

国への提案事項

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

- 市町における人口減少対策や、少子高齢化に対応したまちづくりをより一層進めることができるよう、まち・ひと・しごと創生事業費等により必要な地方交付税措置を引き続き講じるほか、必要な国庫補助金等や有利な地方債措置により、確実な財源措置を行うこと。

特に過疎対策事業債については、ソフト分を含めて前年度を上回る措置を行うこと。

2 合併市町への財政措置

- 合併を行った市町は、過疎地域を有していることから、旧合併特例事業債や過疎対策事業債の確実な配分や合併後の市町の姿を踏まえた交付税算定の見直しを維持しつつ、市町建設計画に基づくまちづくりが円滑に実施されるよう、市町が必要とする財政措置を、引き続き、確実に講じること。

【提案先省庁：総務省】

6 地方税財源の充実強化

(2) 市町の財政基盤の強化

現状／施策の背景・経緯

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

令和2年の国勢調査において、県内人口は平成27年度と比べ1.5%減少となっているが、中山間地域や島しょ部では、5%以上減少している市町が15団体、うち4市町は10%以上減少しており、各市町においては、人口減少対策等、地方創生に資する取組を重点的に行っているところである。

2 合併市町への財政措置

本県は「平成の大合併」による市町村数減少率が73.3%（全国2位）であり、合併市町においては、更なる行財政の効率化に取り組むとともに、建設計画事業を推進している。

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興経費などの需要もある中で、引き続き合併後のまちづくりを推進する必要がある。



課題

- 市町においては、人口減少や少子高齢化に対応するための、まち・ひと・しごと創生総合戦略や中山間地域の活性化などに係る課題が山積しており、特に合併市町においては、施設の統廃合等に向けて、公共施設等総合管理計画の見直しや、公共施設等の適正管理に取り組んでいる。
- 一方、近年、平成30年7月豪雨災害や令和3年7月からの豪雨などの天災が相次いでおり、特に予算・人員規模が小さい市町においては、災害復旧への対応優先のため、計画の遅れが生じやすい環境にある。
- 中長期的な財政措置としては、公共施設等適正管理推進事業債の期限延長など配慮をいただいているところであるが、まちづくりの財源として、引き続き、安定的な財政措置が必要となっている。

地方債計画		(億円)	
項目	令和4年度	令和3年度	
過疎対策事業	5,200	5,000	
旧合併特例事業	5,500	6,200	
公共施設等適正管理推進事業 (令和8年度まで延長)	5,220	4,320	

7 社会資本整備の推進

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保

国への提案事項

○ 公共事業予算の安定的かつ持続的な総額確保

住民の安全・安心を確保する国土強靱化及び交流人口拡大を図る地方創生の取組を支える社会基盤整備や農林水産基盤整備を推進するため、直轄事業、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金や補助事業をはじめとする、公共事業予算の総額を安定的かつ持続的に確保すること。

特に、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置を含め、地方の要望を十分反映し、地方の実情に即した配分や、5か年加速化対策完了後も、中長期的見通しのもと、必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保するなど、制度設計について十分に配慮すること。

【提案先省庁：内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

7 社会資本整備の推進

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保

課 題

- 本県の防災・減災対策を充実・強化し、地方創生の取組を支える社会資本整備を推進していくために必要な公共投資の財源の確保が将来にわたって不可欠であるが、全国的に大規模な災害が頻発していることなどを踏まえると、安定的・持続的な確保に懸念がある。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用する上で、年度末の補正予算で措置された場合、最大でも1年程度の工期となり、不測の事態が発生し進捗調整が必要となった場合には、十分な工期を確保できず、計画的な事業執行が困難となる。

【公共事業関係費の推移】



現状／施策の背景・経緯

- 社会資本は、防災・減災に資するとともに、生産性向上、企業立地・雇用・観光客の増加や民間投資の誘発等のさまざまなストック効果を発揮し、地方創生を下支えするもの。
- 広島県では、社会資本マネジメントの基本方針を定めた「社会資本未来プラン」を令和3年3月に策定し、「安全・安心で県の強みを生かした、持続可能な県土づくり」に向けて、優先順位を踏まえながら、効果的・効率的な社会資本整備を推進することとしている。
- 特に、県土の強靱化に向けては、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を最大限活用し、防災・減災対策の加速を図っているが、対策が必要な箇所は未だ多く、治水・土砂災害対策や道路路面対策などの事前防災を着実に推進する必要がある。

7 社会資本整備の推進

(2) 建設分野のDXの推進・社会資本の適切な維持管理の推進強化

国への提案事項

1 建設分野におけるDXの推進に係る財政措置及び技術的支援

建設分野のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用し、官民が連携してインフラ（公共土木施設等）をより効果的・効率的にマネジメント（管理・運営）することにより、新たなサービス・付加価値の創出や県民の安全・安心、利便性の向上、建設分野の生産性向上などを実現するため、安定的・持続的な財政措置及びDXの加速化に向けた拡充・技術的支援を図ること。特に次の取組について、重点的に配慮すること。

- ・ データ連携基盤を核とした多様なサービスを展開するため、国・県・市町等の施設管理者間でデータを共有することや、民間企業等とのデータ連携・活用を可能とするシステム基盤であるDoboXの機能拡張
- ・ 県土全体の3次元データの取得や民間企業等のニーズを踏まえたデータ整備など、インフラデータの充実・高精度化
- ・ 道路法面の崩落予測や除雪作業の支援、センサーデータの蓄積・分析による予測保全の導入など、技術の構築に必要となるAI等の開発や現場実装に向けた取組
- ・ 洪水予測やダム流入予測の高度化など、きめ細かな災害リスク情報の提供

7 社会資本整備の推進

(2) 建設分野のDXの推進・ 社会資本の適切な維持管理の推進強化

国への提案事項

2 社会資本の適切な維持管理に係る財政措置の拡充

県民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぎ、災害時においても十分に機能を発現させるためには、より効果的・効率的な維持管理が必要であることから、修繕等が必要な施設への対策を加速するとともに施設点検や診断技術等の更なる高度化・効率化を推進するため、補助及び交付金制度の要件緩和など地方へ確実な財政措置を図ること。

【提案先省庁：総務省，財務省，国土交通省】

7 社会資本整備の推進

(2) 建設分野のDXの推進・

社会資本の適切な維持管理の推進強化

1 建設分野におけるDXの推進に係る財政措置及び技術的支援

現状／広島県の実取組

- 国では、「国土交通省インフラ分野のDX推進本部」の設置や「国土交通データプラットフォーム」の機能拡張、「インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション施策」の公表など、インフラ分野におけるDXを推進している。
- 本県では、建設分野におけるDX施策をとりまとめた「広島デジフラ構想」を令和3年3月に策定し、令和4年3月に、新たに空港、港湾、管理部門等の取組を追加し「デジフラ2ndステージ」として取組分野を拡大した。
- 具体的な取組としては、河川巡視・点検におけるドローンの自動飛行、除雪作業等の支援技術の導入など、最新のデジタル技術の活用により課題解決を図る技術構築、実装等に取り組んでいる。
- また、令和4年6月からデータ連携基盤(DoboX)を運用開始し、災害図上訓練などの防災分野での活用や、オープンデータをまちづくりに役立てるためのGIS操作研修の開催など、データ利活用に関する取組を進めている。

課題

- 地域の課題解決や魅力の向上を図るには、データ連携基盤等により、国・県・市町、更には、民間企業等が連携し、地域の実情に即した多様なサービスを展開することが必要。
- データ連携基盤構築後も、持続的にサービスを展開できるよう、データ更新等のメンテナンスや精度向上、データ利活用が促進される財政的・技術的支援が必要。
- デジタル技術を活用した新技術の構築・実装には、試行錯誤を繰り返し、より機動的に柔軟な見直しを加えながら課題解決を図っていく必要があることから、開発・実装を段階的に取り組むものについても支援が必要。
- 大規模災害等による被害を防止又は軽減させるためには、デジタル技術やデータを活用し、災害リスク情報等の的確な発信など、ソフト対策をさらに充実・強化することが必要。

7 社会資本整備の推進

(2) 建設分野のDXの推進・

社会資本の適切な維持管理の推進強化

2 社会資本の適切な維持管理に係る財政措置の拡充

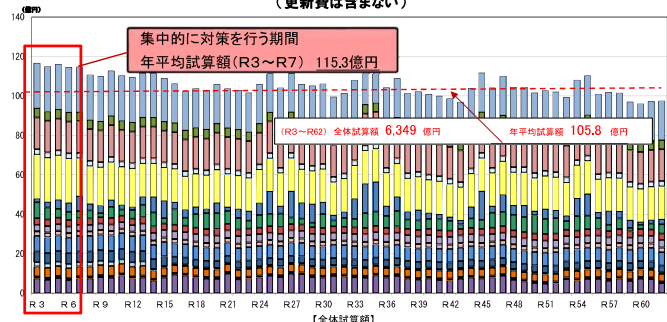
現状／広島県の実取組

- 今後、老朽化するインフラの数は加速度的に増加する見込みであり、さらに、維持管理を行う上で必要となる官民の技術者などの担い手不足が顕在化している。
- 国では、インフラ長寿命化計画に基づき実施される老朽化対策について、「インフラメンテナンス事業費補助」を創設し、地方公共団体に対して集中的・計画的な支援を実施。
- 広島県では、老朽化対策に関する今後の取組や修繕費の見通しを示した「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」や主要な施設分類毎に維持管理水準等を設定した「修繕方針」を令和2年度に策定・改訂し、令和7年度までの5年間について、集中的に対策を行うこととしており、令和3～4年度は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を含め、必要な試算額程度の予算を確保するなど、対策を強化している。
- また、公共土木施設の長寿命化や施設整備等の効率化・高度化に資する技術を募集・登録する「広島県建設分野の革新技術活用制度」を運用し、革新的な技術の開発促進や建設分野への利活用等に取り組むことで、コスト縮減や省力化に加え、カーボンニュートラルを推進している。

課題

- 人口減少や少子化・高齢化が進行し、インフラの維持管理に必要となる担い手不足が顕在化している。このため、進展するデジタル技術などを最大限に活用した維持管理の更なる高度化・効率化を推進する必要がある。
- また、災害時においても、防災施設や緊急輸送路など既存インフラの機能を十分に発揮させるためには、より効果的・効率的な維持管理が必要である。
- 広島県では、令和7年度までの5年間について、集中的な老朽化対策の実施を予定していることから、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などを踏まえた継続的な財政措置が必要である。

＜主要な施設分類における修繕費総額を試算＞
(更新費は含まない)



7 社会資本整備の推進

(3) 防災・減災に資する社会資本整備の推進【創造的復興関係】

国への提案事項

1 インフラ強靱化の推進

近年、災害が激甚化・頻発化していることなどから、インフラや県土の強靱化を着実に進められるよう、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を含めた十分な予算確保と、5か年加速化対策完了後も、中長期的見通しのもと、必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保するなど、制度設計について十分に配慮すること。

2 被災地の早期復旧・再度災害防止の推進

平成30年7月豪雨災害、令和3年7月・8月豪雨災害等、毎年のように頻発する災害の被災地の早期復旧・再度災害防止を推進するため、改良復旧事業や県が行う砂防激甚災害対策特別緊急事業等の推進、直轄による特定緊急砂防事業等の推進については、特段に配慮するとともに、これらの事業を円滑に実施できるよう、財政措置の拡充を図り、地方の財政負担の軽減に配慮すること。

<平成30年7月豪雨災害>

災害復旧事業(決定額)

公共土木施設	[県] 2,550箇所630億円 [市町] 2,930箇所355億円(広島市を除く)
農林業施設	5,574箇所257億円

改良復旧事業等

河川	[県] 二級河川沼田川等 河川激甚災害対策特別緊急事業 一級河川三篠川 災害復旧助成事業
----	---

土砂災害防止施設等

砂防 (激甚事業等)	[国] 広島西部山系・安芸南部山系特定緊急砂防事業 (広島市安佐北区口田南・呉市天応等9地区) [県] 砂防激甚災害対策特別緊急事業等 (坂町小屋浦等130箇所)
治山	[県] 呉市安浦町中畑等176箇所

<令和3年7月・8月豪雨災害>

災害復旧事業(決定額)

公共土木施設	[県] 930箇所188億円 [市町] 674箇所61億円(広島市を除く)
農林業施設	1,185箇所47億円

改良復旧事業等

河川	[県] 一級河川多治比川・二級河川本川浸水対策重点地域緊急事業 二級河川三津大川 災害復旧助成事業
----	--

土砂災害防止施設等

砂防	[国] 特定緊急砂防事業 (広島市安佐南区山本町等3箇所) [県] 砂防事業(再度災害防止) (北広島町本地等4箇所)
治山	[県] 災害関連緊急治山事業(北広島町南方天満等5箇所)

7 社会資本整備の推進

(3) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

国への提案事項

① 河川改修等による対策やため池の防災工事等の推進

河川	河川改修	[国直轄] 太田川、江の川、芦田川等 [県事業] 手城川、瀬戸川、福川、内神川、中畑川、府中大川、国兼川、入野川、河川メンテナンス事業等
	地震・高潮対策	[県事業] 京橋・猿猴川、瀬野川、藤井川
ため池	ため池改修	[県事業] 茂浦池等

② 土砂災害防止施設等の整備推進

砂防、急傾斜地崩壊対策	[国直轄] 広島西部山系直轄砂防事業 [県事業] 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業
治山	[国直轄] 民有林直轄治山事業 [県事業] 治山激甚災害対策特別緊急事業、復旧治山事業

③ 高潮・津波対策等による治水対策、港湾における耐震強化岸壁及び防災拠点の整備の推進

海岸	高潮対策	[国直轄] 広島港海岸(中央西、中央東) [県事業] 広島港海岸(江波、坂、廿日市南地区)、福山港海岸(江之浦地区)、 呉海岸(天応地区)、地御前漁港海岸(地御前地区)、倉橋海岸(本倉井地区)等
	耐震(減災)対策	[国直轄] 広島港海岸(中央西、中央東地区)／[県事業] 尾道系崎港海岸(機織地区)
港湾	耐震強化岸壁	[国直轄] 広島港(宇品地区)
	防災拠点	[県事業] 尾道系崎港(松浜地区)

④ 緊急輸送道路の整備推進・機能強化

緊急輸送道路	道路改良等による機能強化	[国直轄等] 広島呉道路(4車線化)、一般国道2号廿日市大野防災(越波対策)等 [県事業] (国)432号 竹原BP、(主)呉平谷線、(主)瀬野川福富本郷線、 (臨)廿日市草津線(4車線化)等
	法面防災対策の実施	[県事業] (国)182号(神石高原町新免～油木)、(国)183号(庄原市西城町熊野)、 (国)433号(安芸太田町加計)
	橋梁耐震補強の推進	[県事業] (国)186号 翠橋、(国)375号 新大渡橋、(国)487号 早瀬大橋、(一)廿日市港線 藤掛陸橋

【提案先省庁:内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

7 社会資本整備の推進

(3) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

①-1 河川改修等による治水対策の推進

現状

- 県内には治水安全度の低い中小河川が多く、豪雨などによる家屋等浸水被害が繰り返されているほか、人口・資産の集積する沿岸部では、異常高潮や、地震に伴う津波による浸水被害も懸念されている。
- 排水機場のポンプやダム設備等の老朽化が進んでおり、継続的な機能確保が重要である。

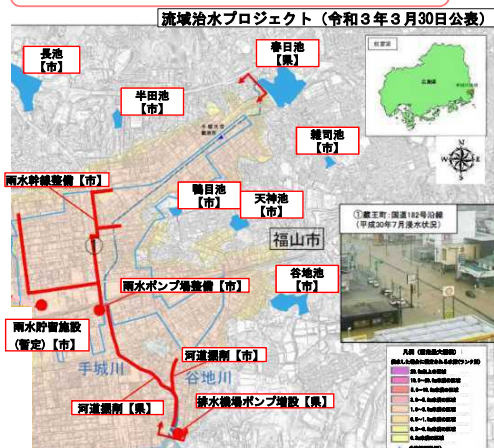
課題

- 平成30年7月や令和3年7・8月の豪雨災害への対応として実施する大型プロジェクト事業を着実に進めるとともに、気候変動により激甚化・頻発化する豪雨へ対応するため、「流域治水」を推進する中で、重点的に予算配分し、効果的な事前防災を加速させることが必要。
- 人口・産業が集積する中四国最大の都市を抱える太田川下流域については、上流部でのダム等による洪水調節機能の向上等の対応が必要。
- 特定都市河川に指定される江の川上流域及び本川流域における流域水害対策計画の策定及び他河川についても指定に向けた検討が必要。
- 排水機場やダム設備の長寿命化計画に基づく機器更新等に必要額を配分し、計画的な機能維持を図ることが必要。

① 手城川 大規模特定河川事業・河川メンテナンス事業

ポンプ増設・河川改修の実施

⇒内水排除対策(福山市)と連携し、床上浸水被害を解消



② 中畑川 河川改修事業(交付金)

河道拡幅・流木対策の実施

⇒流下能力を向上させ、家屋浸水被害を解消



③ 多治比川 浸水対策重点地域緊急事業(交付金)

河道拡幅・堤防強化の実施

⇒流下能力向上や堤防強化により、家屋浸水被害を解消



①-2 ため池の防災工事等の推進

現状/広島県の取組

- 農業用ため池は、農業用水の確保に加え、洪水調節や生物の生息環境の提供などの機能も併せて発揮している。
- 一方で、豪雨などの異常気象の発生が増加する中、利用者の減少に伴い管理が行き届かないため池の増加、施設の老朽化等に加え、下流域の宅地等の増加等、防災面の課題が増加している。
- 広島県内には、防災重点農業用ため池が6,846箇所(全国平均の約6倍)あり、中長期的な視点から計画的に進めていく必要がある。

防災重点農業用ため池数	都道府県数
2,000以上	6
~2,000	12
~1,000	10
~500	19

都道府県平均:1,162箇所

- ため池対策の推進状況

- ◇ 住民の迅速な避難行動につなげるための対策
→ため池マップにより決壊による浸水想定区域を周知
- ◇ 農業利用するため池の管理強化と補強対策
利用しなくなったため池の統合・廃止対策
→補強・廃止工事の計画的な推進。
※R3:66箇所完了。R7までに330箇所を完了予定
→広島県ため池支援センターによる研修、現地パトロール
※劣化診断により対象箇所が増加見込(R5以降)

7 社会資本整備の推進

(3) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

課題

● 防災対策等に係る予算の確保

- ・ ハード・ソフト両面からの対策が計画的に進むよう、予算を継続して確保することが必要である。
- ・ 補強工事の段階的な推進、廃止に伴う下流水路の整備など、地域の実態に即したきめ細かな対策が重要である。



● 適正管理による安全性の向上への支援

- ・ 診断を通じて劣化が進んだため池が多数確認される見通しであるため、広島県ため池支援センターの取組を拡大・充実する必要がある。
- ・ 緊急時に迅速な対応ができるよう、デジタル技術を活用した事務の効率化を図っていく必要がある。



● 公益的機能の評価と支援策の創設

- ・ 一時的にため池へ雨水を貯留するなど、社会的な意義や発揮される公益的機能への貢献を踏まえた支援策を充実させることが必要である。